

貯蓄預金スウィングサービス規定

Beyond the Bank
あなたの明日へ



貯蓄預金スウィングサービス規定

1. (スウィングサービス)

(1) 当行は、スウィングサービスとして、申込内容にしたがい、次の取扱いを行います。

① 順スウィングサービス

あらかじめ指定された普通預金口座または総合口座預金（以下「普通預金口座」といいます。）から、第2条の方法により所定の金額を引落とし、あらかじめ指定された貯蓄預金口座にその金額を入金します。

② 逆スウィングサービス

貯蓄預金口座から第3条の方法により所定の金額を引落とし、普通預金口座にその金額を入金します。

(2) スウィングサービスは同一名義口座間に限り取り扱います。

2. (順スウィングサービス)

(1) 第1条第1項第1号の取扱いは、次の方法によるものとします。

① 定額方式

振替指定日（当行の休業日の場合は翌営業日。以下同様とします。）における当行所定の振替処理時点での普通預金口座の残高（残高については、受け入れた証券類で決済確認前のものを差し引いた残高。以下同様とします。）が順振替ラインを超えている場合、その超過した金額（「超過額」といいます。）のうち振替指定金額を貯蓄預金口座に振替えます。

ただし、振替指定日における普通預金口座の残高から順振替ラインを差し引いた差額が振替指定金額に満たない場合や、普通預金口座の残高が振替指定金額以下の場合、本取扱いはいたしません。

② 不定額方式

振替指定金額の指定がない場合は、不定額方式として取扱い、普通預金残高が順振替ラインの超過額全額を貯蓄預金口座に振替えます。

ただし、普通預金口座の残高が順振替ライン以下の場合、本取扱いはいたしません。

(2) 普通預金口座が総合口座またはカードローン取引口座等で引落としによって貸越金が発生または増加する場合、本取扱いはいたしません。

3. (逆スウィングサービス)

(1) 第1条第1項第2号の取扱いは、次の方法によるものとします。

① 定額方式

振替指定日における当行所定の振替処理時点での普通預金口座の残高が逆振替ラインを下回った場合に、振替指定金額を貯蓄預金口座から普通預金口座へ振替えます。

② 不定額方式

振替指定金額の指定がない場合は、不定額方式として取扱い、逆振替ラインからの不足額を普通預金口座に振替えます。

(2) 各号いずれの場合も、貯蓄預金口座の残高が振替額に満たない場合や、普通預金口座の残高が逆振替ライン以上の場合、本取扱いはいたしません。

4. (複数契約の処理)

同一日に取り扱われる本サービスの引落としが複数ある場合、そのいずれから取扱いを行うかは当行の任意とします。

5. (預金口座残高の確定)

預金口座残高の確定は当行所定の方法で行います。

6. (払戻請求書、通帳呈示の省略)

本サービスにおける普通預金口座および貯蓄預金口座の引落としについては、普通預金規定、総合口座取引規定、または、貯蓄預金規定の定めにかかわらず、通帳および払戻請求書の提出をうけず当行所定の方法により取扱います。

7. (届出事項の変更)

本サービスに関わる届出事項に変更があったときには、当行所定の書面により直ちに取引店に届け出て下さい。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. (解約等)

(1) 本サービスの取扱いは当事者の一方的な都合でいつでも解約することができるものとします。ただし、当行に対する解約の通知は当行所定の書面により行って下さい。

(2) 貯蓄預金口座または普通預金口座について仮差押・差押等の命令・通知が当行に送達されたときは、本取扱いを行わないときがあります。

9. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定または総合口座取引規定および貯蓄預金規定により取扱います。

10. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年3月22日現在)